

南方熊楠全集

7

南方熊楠全集

7

平凡社

南方熊楠全集（全一〇卷）

第七卷 書簡 I

定価 二八〇〇円

昭和四十六年八月九日 初版発行

著者 南方熊楠

発行者 下中邦彦

発行所 株式会社 平凡社

東京都千代田区四番町四番地

郵便番号 一〇〇二

電話 (二六五〇四五)

振替 東京 二九六三九

印刷 東洋印刷株式会社
製本 株式会社石津製本所

© 岡本文枝 1971

0339-429070-7600

凡 例

一、本全集は、南方熊楠が公表した論考、隨筆、英文著述、ならびに未公表の論考、手稿類などを集大成することを期した。したがって生前刊行された『南方閑話』『南方隨筆』『続南方隨筆』の三冊の単行本、および死後刊行された乾元社版『南方熊楠全集』に比し、以下の諸方針により、大幅に増補されている。

1. 国内で、著書として、あるいは雑誌に発表された文章は、内容がはなはだしく重複する一、二の例外を除き、すべて収録する。また新聞に掲載された文章も、主要なものは収録する。

2. 外国の刊行物に発表された英文著述および未公表の英文論考の主要なものは原文で収録する。その校訂には監修者の一人である岩村忍が当たる。

3. 書簡は、学術的および伝記的に重要な内容をもつものを、入手しうる限り、完全な形で収録する。

4. その他、未公表の論考、手稿類、日記の一部、年譜、著述目録索引を付載する。

5. 以上の諸資料のほとんどは南方家に所蔵されていたもので、それらの整理には監修者の一人である岡本清造が当たる。

二、表記は原則として「現代かなづかい」に改め、送りがなも（有た↓あつた 名く↓名づく 息ず↓息ます など）のように）読解の便をはかつて付加し、大部分の接続詞、副詞、助詞なども、漢字をかな書きに改めた。また、カタカナ・漢字混交文は、特殊な植物学論文（横書き）を除き、ひらがな・漢字混交文に改めた。

三、漢字は、当用漢字、同補正案、人名用別表にある字体は、これを使用し、また一部の俗字、同字などで現在常用されないものは、通用のものに改めた（恠↓怪 耻↓恥 咀↓詛 など）。ただ、著者独特の書きぐせである用語、用語は、肉筆手簡、初出雑誌などと校合のうえ、残したものが少なくない（たとえば愛憎（愛想）、居多（許多）などの用語はそのまま残し、臆と憶、希と稀、注と註の混用などはあえて統一しない）。

四、引用文は、著者が内容をとって略述し、あるいは書き改めたと思われる場合を除き、可能な限り原典と照合、校訂した。また漢文の引用文は「読み下し文」に改め、この部分は、一般の「」に対し小さい「」で区別した。読み下しには飯倉照平が当たり、監修者の一人である入矢義高が校閲した。

五、外国人名・地名などの固有名詞および若干の普通名詞で、現在常用されない漢字表記は、カタカナに改めた。ただし、初出にルビを付した出典名は漢字表記のままとした。また、これらの出典の訳名および当初からのカタカナ表記は論文によってかなり異なるがあるが、これらは少数の例外を除いて、同一論文内で統一するにとどめた。なお、デ↓ジ ズ↓ズ などの書き改めは行なった。

六、書名および雑誌名には『』、論文名には「」を付し、欧文では、著者が多く用いた方式に従い、書名は、論文名は：に統一した。なお巻号数、頁数を表わす漢数字は、十方式を用いず一〇方式とした。

七、ルビは、既刊文献にあつて著者独特の読みぐせと思われるものは、これを生かし、さらに一般の難読語にも、なるべくルビをつけた。句読点、改行、字下り、小字の扱いなどは、読解の便をはかってあらたに整理した。

八、既刊文献における削除部分、欠字および伏字は、可能な限り復原した。なお、原典の欠字と判明したものは□□、復原不可能の箇所は××で残した。

九、本文中の校注補訂は（ハ）をもって示し、著者の手沢本・手沢雑誌における書き込みを本文中に挿入した場合は、〔著者書きこみ〕と特記した。また、各論文の発表または執筆年月日、掲載雑誌または新聞名、巻号数は、文章の末尾に付記

した。以上の諸校訂には飯倉照平が当たった。なお、特に必要な場合には、使用したテキストに関し、論文または書簡の末尾に注記を付した。

本書（第七巻）は「書簡Ⅰ」とし、著者が赤裸々に自己の半生涯を書き綴った履歷書（矢吹義夫宛書簡）のほか、比較的初期——主として明治時代——の書簡を選び、在米書簡・土宣法竜宛書簡・神社合祀問題関係書簡として収録した。それぞれの書簡の書かれた経緯、書簡を宛てられた人々の略歴等については、巻末の書簡解題を参照されたい。原則として著者肉筆の原手簡を解説し、乾元社版『南方熊楠全集』に収録されているものについては、これを参照した。したがって履歷書をはじめ多くの書簡において、従来は削除・省略されていた文章および図が復原されている。また、土宣法竜宛書簡のうち、第10書簡から第20書簡に至る一一通は、今回はじめて公表されるものである（第15書簡の前半は乾元社版全集に収録）。ただし、松村任三宛（二通）と白井光太郎宛（および神社合祀に関する意見）の場合は、原手簡を見出し得なかったため、従来刊行されているものを底本とした。それらの経緯については、それぞれの末尾の注記を参照されたい。

同一人に宛てられた書簡は年代順に配列することとし、日付のないものは内容から判断した推定を注記した。ただし、土宣法竜宛書簡のうち、第6書簡から第9書簡に至る四通は、あるいは日付を欠いていた、あるいは同一日付であったりして、その配列は——すべての土宣法竜宛書簡が現存してはいないという事情もあって——にわかに定めがたい点があるが、一応、乾元社版全集の配列に従った。

iii 凡 例

原手簡は大体においてカタカナ・漢字混交文であるが、これは、ひらがな・漢字混交文に改め、表記も現代かなづかいに改めた。ただし、短歌や俳句、その他謡物^{うたもの}などは、ひらがな・漢字混交文で記されており、その部分は歴史的仮名遣に従った。勿卒の際の誤字または誤記と明らかに認められるものは——特に人名等の固有名詞では——改める

か補注を付したが、今日ではあまり用いられない同音当字の類や略称などは、あえて改めず、そのまま残した。引用文は、書簡という性質上、しばしば記憶によって書かれたと見られるが、原典と対校して、はなはだしく意味が異なる場合以外は、原文を尊重した。書名も、しばしば略称が用いられているが、同一書簡内で統一した場合を除き、改めることをしなかった。なお、解読不能の文字が若干あり、この場合は□^{不明}□と記した。

目 次

凡例

履歷書

矢吹義夫宛 5

在米書簡

杉村広太郎宛 65

喜多幅武三郎宛 88

羽山蕃次郎宛 91

三好太郎宛 101

中松盛雄宛 117

土宜法竜宛書簡

土宜法竜宛 135

神社合祀問題関係書簡

松村任三宛 477

川村竹治宛	525
白井光太郎宛	529
神社合祀に関する意見（原稿）	530
神社合併反対意見（付録）	566
南方熊楠と仏教	595
書簡解題	600
南紀略図	476

南方熊楠全集
第七卷

履歷書（矢吹義夫宛書簡）

大正十四年一月三十一日早朝五時前

矢吹義夫様 御侍史

南方熊楠

再拝

拝復。二十八日付御状三十日朝拝受、近来何故か郵便毎々延着仕り候。先日差し上げし拙考案、会社において御採用相成り候由、寸志相届き、まことにありがたく存じ奉り候。

尊書には第二の考案すなわち三輪の三神と有之候^{（これあり）}ども、それは匆卒の際の御記憶違いにて、これは宗像^{（むながた）}の三神に御座候（すなわち安芸の宮島の三神と同体に御座候）。念のためくわしく申し上げると、この三神の名は、

『日本紀』の本文に、(一)田心姫^{（たこりひめ）}、(二)湍津姫^{（たみづ）}、(三)市杵島姫^{（いちきしま）}（宮島を厳島^{（いづくしま）}というはこの第三の女神の名に基づくか。）

『日本紀』の一書には、(一)瀛津島姫^{（おきつしま）}、(二)湍津姫^{（たみづ）}、(三)田心姫^{（たこりひめ）}

また一書には、(一)市杵島姫命^{（いちきしまのみこと）}、(二)田心姫命^{（たこりひめのこと）}、(三)湍津姫命^{（たみづのみこと）}

また一書には、(一)瀛津島姫命^{（おきつしまのみこと）}、またの名市杵島姫命^{（いちきしまのみこと）}、(二)湍津姫命^{（たみづのみこと）}、(三)田霧姫命^{（たきりひめのこと）}

とあって、姉妹三神の順序一定せず。ただし三神の名はかわりなし。

『古事記』には、(一)多紀理毘売命^{（たきりひめのみこと）}、またの御名奥津島比売命^{（おくしまひめのみこと）}、(二)市寸島比売命^{（いちしまひめのみこと）}、またの御名狭依毘売命^{（さよりひめのみこと）}、(三)多岐都比売命^{（たきつひめのみこと）}とあり。

錯列法でいろいろと三神の順序をおきかえたごとく、種々さまざまにちがいおり候。その上二神名を同一とするあるなど、定まった伝が早く失せ混じたと判り申し候が、とにかく宗像の女工の神はこの三神に御座候。大三輪の神は前状^{（本全集第八卷所収）}に申し上げ候通り、男神大己貴命と女神玉櫛姫命の二神に御座候。これは御採用なかりしと承れば今説

くを要せず。

前日小畔(即四)氏より来状あり、貴下小生の履歴を知らんことを求められ候由、これを世に公けにして同情者に訴えらるる由承り候。しかるに、かようなことはすでにたびたび友人ども（杉村楚人冠、河東碧梧桐、故福本日南、田中天鐘道人等）がなし下されたることにて、それぞれその人々の文集に出でおり候が、さしたる効果も無之(これなく)、ただこの人々の名文で書きたる小生の伝記ごときものを読んで畸人など申し伝えられ候のみに止まり、まずは浮(うか)れ節(せう)同様の聞き流しに有之候(これより)。大庭柯公が六年ばかり前、『日本及日本人』に書きたるものには、宮武外骨と故小川定明と小生を大正の三奇才兼三畸人と有之しと覚え候。また二年ばかり前、田中天鐘（逸平、この人は故塩谷宕陰の孫の由）が、『日本及日本人』に小生訪問の記を出だされ候。それには老子を訪ねた想いを懐く由を記され申し候。これらはいずれも小生を通り一遍に觀察せし人々の出たらめにて、小生は決して左様不思議な人間に無之候。左に小生の履歴を申し上げ候。

小生は慶応三年四月十五日和歌山市に生まれ候。父は日高郡に今も三十家ばかりしかなき、きわめて寒村の庄屋の二男なり。十三歳の時こんな村の庄屋になったところが詮方(せんかた)なしと思ひ立ち、御坊町と申すところの豪家へ丁稚奉公に出る。沢庵漬を出し来たれと命ぜられしに、力足らず、夜中ふんどしを解き梁(はり)に掛けて重しの石を上下し、沢庵漬を出し置きし由。その後、和歌山市に出て、清水という家に久しく番頭をつとめ（今の神田鐳蔵氏妻君の祖父に仕えしなり）、主人死してのちその幼子を守り立て、成人のち致仕して南方(みなかた)という家へ入智(いりもろ)となり候。この南方は雑賀屋と申し、今も雑賀屋町と申し、近ごろまで和歌山監獄署ありしその辺がむかし雑賀の宅なりしなり。

鴻ノ池の主人、雑賀屋へ金の屏風を十二枚とか借りに来たりしに、雑賀屋主人二枚しか蔵せずとことわりし。鴻ノ池主人怒りて、雑賀屋は予に辱(はな)かかせんとて伴(いっせ)りをいい、あるものをかくしてなしという、という。使い帰りに告げしに、雑賀屋主人、鴻ノ池主人のいわゆる金屏風とはどんなものか、予の方にある金屏風はこれなり、と

て見せしは、純金の板にて屏風を作りしなり。鴻ノ池より来たりし使い、これを見て大いに驚き、わが家主人の求むるところは金箔金泥で装うたる屏風なりということを聞いて、そんなものならいくらもあり、幾十枚でも持ち去れとて貸し与えしという。

その雑賀屋の末^{すえ}衰えて老母と娘一人のこり（男子ありしも蚤^{すざい}世す、この男子は士族に伍して藩学に学びしなり。小生は分からねなりにこの男子の遺書を読んで学問を始めたなり）、家朽ち屋根傾きて何ともならず。この娘に簪ありしが、それも死す。しかるに、小生の亡父弥右衛門の外にこの家の整理をなすものなしとて、後夫に望まる。そのころは農家の子がむやみに商人になること能わざりし制度ゆえ、亡父は商売を始め独立せんにはこの家に入簪にゆくより外に手段なかりしゆえ、入簪となり、家政を整理すとして何もかも売り払いしに、十三両ばかり手中にのこる。仏檀をも売らんとせしに、その妻手を合わせてなきしゆえこれのみ売らず。この仏檀に安置せる大日如来像は非常の名作にて、拙弟宅に今のこりし旧物としてはこれのみなり。さて、亡父家政の整理して商売にかかりしも、思わしく行かず。

妻は前夫とのあいだに女子一人、亡父とのあいだに男子二人ばかりありしと聞くが、小生は知らず。かくて思わしからぬ営業中に妻もその母も死に、女子はいずれへか逐^{ちくてん}電し、男子二人をのこされて亡父の迷惑一方ならず。そのころ亡父が毎度通る町に茶碗屋ありて、美わしき女時々その店に見える。この家の主人の妻の姪なり。その行いきわめて正しかりしゆえ、亡父請うて後妻とせり。これ小生の亡母なり。この亡母きわめて家政のうまき人にて、亡夫に嫁し来たりてより身代追い追いよくなり、明治十年、西南の役ごろ非常にもうけ、和歌山のみならず、関西にての富家となれり。もとは金物屋なりしが、明治十一年ごろより米屋をも兼ね、後には無営業にて、金貸しのみを事とせり。父の前妻子はいずれも小生生まれぬ前に死に失せ、後妻に子多かりしが、成長せしものは男子四人と女子一人なり。

小生は次男にて幼少より学問を好み、書籍を求めて八、九歳のころより二十町、三十町も走りありき借覧し、ことごとく記憶し帰り、反古^{はご}紙に写し出し、くりかえし読んだり。『和漢三才図会』百五巻を三年かかりて写す。『本草綱